

取引所取引清算業務における代用有価証券（充用有価証券）等の掛目の見直しについて

○ 本改正に伴う変更箇所について下線赤字で示しております。

項番	現行		変更後	
	有価証券等の種類	時価等に乗すべき率（掛目）	時価等に乗すべき率（掛目）	その他変更点
1	国債証券（※１） （※２）	(１) 国債（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間１年以内のもの ９９％ b 残存期間１年超５年以内のもの ９９％ c 残存期間５年超１０年以内のもの ９８％ d 残存期間１０年超２０年以内のもの ９５％ e 残存期間２０年超３０年以内のもの ９３％ f 残存期間３０年超のもの ９２％ (２) 変動利付国債 a 残存期間１年以内のもの ９９％ b 残存期間１年超５年以内のもの ９９％ c 残存期間５年超１０年以内のもの ９９％ d 残存期間１０年超２０年以内のもの ９９％ (３) 物価連動国債 a 残存期間１年以内のもの ９９％ b 残存期間１年超５年以内のもの ９８％ c 残存期間５年超１０年以内のもの ９７％ d 残存期間１０年超２０年以内のもの ９７％ e 残存期間２０年超３０年以内のもの ９７％ f 残存期間３０年超のもの ９７％ (４) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間１年以内のもの ９９％ b 残存期間１年超５年以内のもの ９９％ c 残存期間５年超１０年以内のもの ９８％ d 残存期間１０年超２０年以内のもの ９４％ e 残存期間２０年超３０年以内のもの ９０％ f 残存期間３０年超のもの ８７％	(１) 国債（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間１年以内のもの ９９％ b 残存期間１年超５年以内のもの ９９％ c 残存期間５年超１０年以内のもの ９８％ d 残存期間１０年超２０年以内のもの ９５％ e 残存期間２０年超３０年以内のもの ９３％ f 残存期間３０年超のもの ９２％ (２) 変動利付国債 a 残存期間１年以内のもの ９９％ b 残存期間１年超５年以内のもの ９９％ c 残存期間５年超１０年以内のもの ９９％ d 残存期間１０年超２０年以内のもの ９９％ (３) 物価連動国債 a 残存期間１年以内のもの ９９％ b 残存期間１年超５年以内のもの ９８％ c 残存期間５年超１０年以内のもの <u>９８％</u> d 残存期間１０年超２０年以内のもの <u>９８％</u> e 残存期間２０年超３０年以内のもの <u>９８％</u> f 残存期間３０年超のもの <u>９８％</u> (４) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間１年以内のもの ９９％ b 残存期間１年超５年以内のもの ９９％ c 残存期間５年超１０年以内のもの ９８％ d 残存期間１０年超２０年以内のもの <u>９５％</u> e 残存期間２０年超３０年以内のもの <u>９２％</u> f 残存期間３０年超のもの <u>８９％</u>	—
2	政府保証債券、金融商品取引法施行令第２条の１１に定める円貨建債券（※１）	(１) 残存期間１年以内のもの ９９％ (２) 残存期間１年超５年以内のもの ９９％ (３) 残存期間５年超１０年以内のもの ９８％ (４) 残存期間１０年超２０年以内のもの ９５％ (５) 残存期間２０年超３０年以内のもの ９３％ (６) 残存期間３０年超のもの ９２％	同左	—

項番	現行		変更後	
	有価証券等の種類	時価等に乗すべき率（掛目）	時価等に乗すべき率（掛目）	その他変更点
3	アメリカ合衆国財務省証券	(1) 残存期間1年以内のもの 94% (2) 残存期間1年超5年以内のもの 92% (3) 残存期間5年超10年以内のもの 91% (4) 残存期間10年超20年以内のもの 89% (5) 残存期間20年超30年以内のもの 88% (6) 残存期間30年超のもの 88%	同左	—
4	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 90% (2) 残存期間1年超5年以内のもの 88% (3) 残存期間5年超10年以内のもの 86% (4) 残存期間10年超20年以内のもの 82% (5) 残存期間20年超30年以内のもの 79% (6) 残存期間30年超のもの 77%	(1) 残存期間1年以内のもの 90% (2) 残存期間1年超5年以内のもの 88% (3) 残存期間5年超10年以内のもの 86% (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>83%</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 79% (6) 残存期間30年超のもの 77%	—
5	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 92% (2) 残存期間1年超5年以内のもの 90% (3) 残存期間5年超10年以内のもの 89% (4) 残存期間10年超20年以内のもの 86% (5) 残存期間20年超30年以内のもの 83% (6) 残存期間30年超のもの 85%	(1) 残存期間1年以内のもの 92% (2) 残存期間1年超5年以内のもの <u>91%</u> (3) 残存期間5年超10年以内のもの 89% (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>87%</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 83% (6) 残存期間30年超のもの <u>86%</u>	—
6	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 92% (2) 残存期間1年超5年以内のもの 90% (3) 残存期間5年超10年以内のもの 88% (4) 残存期間10年超20年以内のもの 85% (5) 残存期間20年超30年以内のもの 83% (6) 残存期間30年超のもの 83%	(1) 残存期間1年以内のもの 92% (2) 残存期間1年超5年以内のもの 90% (3) 残存期間5年超10年以内のもの 88% (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>86%</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの <u>84%</u> (6) 残存期間30年超のもの 83%	—
7	地方債券（※1）	(1) 残存期間1年以内のもの 99% (2) 残存期間1年超5年以内のもの 99% (3) 残存期間5年超10年以内のもの 98% (4) 残存期間10年超20年以内のもの 95% (5) 残存期間20年超30年以内のもの 94% (6) 残存期間30年超のもの 94%	同左	—
8	特殊債券（項番2を除く）、社債券（※1）	(1) 残存期間1年以内のもの 99% (2) 残存期間1年超5年以内のもの 99% (3) 残存期間5年超10年以内のもの 98% (4) 残存期間10年超20年以内のもの 95% (5) 残存期間20年超30年以内のもの 94% (6) 残存期間30年超のもの 92%	(1) 残存期間1年以内のもの 99% (2) 残存期間1年超5年以内のもの 99% (3) 残存期間5年超10年以内のもの 98% (4) 残存期間10年超20年以内のもの 95% (5) 残存期間20年超30年以内のもの 94% (6) 残存期間30年超のもの <u>93%</u>	—

項番	現行		変更後	
	有価証券等の種類	時価等に乗すべき率（掛目）	時価等に乗すべき率（掛目）	その他変更点
9	円貨建外国債券（項番2及び11を除く。）（※1）	(1) 残存期間1年以内のもの 9.9% (2) 残存期間1年超5年以内のもの 9.9% (3) 残存期間5年超10年以内のもの 9.8% (4) 残存期間10年超20年以内のもの 9.5% (5) 残存期間20年超30年以内のもの 9.2% (6) 残存期間30年超のもの 9.2%	(1) 残存期間1年以内のもの 9.9% (2) 残存期間1年超5年以内のもの 9.9% (3) 残存期間5年超10年以内のもの 9.8% (4) 残存期間10年超20年以内のもの 9.6% (5) 残存期間20年超30年以内のもの 9.6% (6) 残存期間30年超のもの 9.6%	—
10	公社債投資信託の受益証券（※3）	8.5%	同左	—
11	転換社債型新株予約権付社債券、交換社債券（※4）	8.0%	同左	—
12	株券、優先出資証券、投資信託の受益証券（公社債投資信託の受益証券を除く）、投資証券（※5）	7.0%	同左	—
13	倉荷証券（※6）	7.0%	同左	—
14	アメリカ合衆国通貨（※7）	9.4%	9.5%	—

※1 日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの又は国内の金融商品取引所に上場されているものに限りします。

※2 国庫短期証券を含みます。

※3 一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するものに限りします。

※4 国内の金融商品取引所に上場しているものに限りします。

※5 国内の金融商品取引所に上場しているもの又は一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するものに限りします。

※6 株式会社東京商品取引所及び株式会社堂島取引所が定めるところにより、取引の決済のための受渡しの目的物とすることができる物品の保管を証するものに限りします。

※7 当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨換算した額に乗じる率を表記しています。

（注）代用有価証券（充用有価証券）の代用価格（充用価格）の算出に用いる時価については、現行どおりの取扱いとなります。

以 上